

議案第 7 2 号

三次市公共施設の整理のための関係条例の整理等に関する条例案を次のように提出する。

平成 2 9 年 9 月 8 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市公共施設の整理のための関係条例の整理等に関する条例（案）

（三次市立学校設置条例の一部改正）

第 1 条 三次市立学校設置条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

三次市立酒河小学校	三次市西酒屋町 8 0 4 番地
-----------	------------------

」を

「

三次市立酒河小学校	三次市西酒屋町 8 0 4 番地 1
-----------	--------------------

」に改める。

（三次市体育施設設置及び管理条例の一部改正）

第 2 条 三次市体育施設設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

三次市営球場	三次市西酒屋町 1 2 6 2 番地 7
--------	----------------------

」を

「

三次市営球場	三次市西酒屋町 1 1 2 6 2 番地 7
--------	------------------------

」に改める。

(三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例の一部改正)

第 3 条 三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

三次市東酒屋水泳プール	三次市東酒屋町敦盛 4 8 4 番地
-------------	--------------------

」を

「

三次市東酒屋水泳プール	三次市東酒屋町 1 0 4 8 4 番地
-------------	----------------------

」に改める。

(三次市福祉事務所設置条例の一部改正)

第 4 条 三次市福祉事務所設置条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「三次市十日市東三丁目 1 4 番 1 号」を「三次市十日市中二丁目 8 番 1 号」に改める。

(三次市保育所設置条例の一部改正)

第 5 条 三次市保育所設置条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

三次市粟屋保育所	三次市粟屋町 1 4 5 6 番地 1
----------	---------------------

」を

「

三次市粟屋保育所	三次市粟屋町 1 1 4 5 6 番地 1
----------	-----------------------

」に改める。

(三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例の一部改正)

第6条 三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例（平成16年三次市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

三次市病児・病後児保育室	三次市東酒屋町字敦盛531番地 地内
--------------	-----------------------

」を

「

三次市病児・病後児保育室	三次市東酒屋町10531番地 地内
--------------	----------------------

」に改める。

(三次市墓地設置及び管理条例の一部改正)

第7条 三次市墓地設置及び管理条例（平成16年三次市条例第174号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

三次市栗屋墓地	三次市栗屋町字春日原2368番地2
---------	-------------------

」を

「

三次市栗屋墓地	三次市栗屋町12368番地2
---------	----------------

」に改める。

(三次しみよし農村公園設置及び管理条例の一部改正)

第8条 三次しみよし農村公園設置及び管理条例（平成16年三次市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

三次しみよし農村公園	別表に定める。
------------	---------

」を

「

三次市みよし農村公園	三次市東酒屋町10445番地3
------------	-----------------

」に改める。

別表を削る。

(三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部改正)

第9条 三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例(平成16年三次市条例第185号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

栗屋多目的広場	三次市栗屋町字松岡山3924番地2
---------	-------------------

」を

「

栗屋多目的広場	三次市栗屋町13924番地2
---------	----------------

」に、

「

栗屋農村公園	三次市栗屋町字松岡山3927番地1の一部
--------	----------------------

」を

「

栗屋農村公園	三次市栗屋町13927番地1
--------	----------------

」に改める。

第10条 三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

午前8時30分から午前零時30分まで

」を

「

午前 8 時 3
0 分から午
後 零 時 3 0
分まで

」に改める。

(三次市の公園・公共広場設置及び管理条例の一部改正)

第 1 1 条 三次市の公園・公共広場設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

三次市高谷山広場	三次市栗屋町字上高谷 2 4 9 1 番地 1
----------	-------------------------

」を

「

三次市高谷山広場	三次市栗屋町 1 2 4 9 1 番地 1
----------	-----------------------

」に改める。

(三次市都市公園設置及び管理条例の一部改正)

第 1 2 条 三次市都市公園設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

三次市みよし運動公園	三次市東酒屋町字敦盛 4 9 3 番地
------------	---------------------

」を

「

三次市みよし運動公園	三次市東酒屋町 1 0 4 9 3 番地
------------	----------------------

」に、

「

三次市岩脇古墳公園	三次市栗屋町字柳迫 1 6 4 9 番地 3
-----------	------------------------

」を

「

三次市岩脇古墳公園	三次市栗屋町 1 1 6 4 9 番地 3
-----------	-----------------------

」に改める。

(三次市営住宅設置及び管理条例の一部改正)

第13条 三次市営住宅設置及び管理条例(平成16年三次市条例第235号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「施行規則第8条」を「施行規則第7条」に改める。

第37条及び第38条中「施行令第11条」を「施行令第12条」に改める。

(三次市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第14条 三次市病院事業の設置等に関する条例(平成16年三次市条例第249号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「三次市東酒屋町字敦盛531番地」を「三次市東酒屋町10531番地」に改める。

第15条 三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

(三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部改正)

第16条 三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例(平成17年三次市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

奥田元宋・小由女美術館	三次市東酒屋町453番地6
-------------	---------------

」を

「

奥田元宋・小由女美術館	三次市東酒屋町10453番地6
-------------	-----------------

」に改める。

(三次市農業交流連携拠点施設設置及び管理条例の一部改正)

第17条 三次市農業交流連携拠点施設設置及び管理条例(平成26年三次市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

三次市農業交流連携拠点施設	三次市東酒屋町字敦盛438番地
---------------	-----------------

」を

「

三次市農業交流連携拠点施設	三次市東酒屋町10438番地
---------------	----------------

」に改める。

(三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部改正)

第18条 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例(平成26年三次市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

酒河放課後児童クラブ	三次市西酒屋町24番地2
------------	--------------

」を

「

酒河放課後児童クラブ	三次市西酒屋町10024番地2
------------	-----------------

」に改める。

(三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例の一部改正)

第19条 三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例(平成28年三次市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

こどもの室内遊び場	三次市東酒屋町456番地2
-----------	---------------

」を

「

こどもの室内遊び場	三次市東酒屋町10456番地2
-----------	-----------------

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4条、第10条及び第13条の規定 公布の日
 - (2) 第15条の規定 平成32年4月1日